

高知県高体連レスリング専門部

「高知県高等学校体育連盟主催大会 レスリングの部」運営における
新型コロナウイルス感染症感染拡大防止ガイドライン

以下は、新型コロナウイルス感染症感染が終息するまでの全競技共通ガイドラインを柱として作成され、レスリング専門部としての認識事項とする。但し、今後の感染状況に応じ、今後示される政府専門家会議提言や県の方針等により随時内容を変更することがあり、最新の国や県のガイドラインを遵守することが基本となる。

I 基本的な考え方

1 基本方針の作成に当たって

- (1) 基本方針の作成に当たっては、国および県や全国高等学校体育連盟、日本スポーツ協会などが示すガイドライン等を基本とし作成した。
- (2) 競技別の感染症拡大防止対策の実施に当たっては、競技特性に応じた対応の必要性から当該中央競技団体が示す内容を最大限尊重する。
- (3) 競技別感染症拡大防止対策の作成に当たっては、競技団体と競技**専門部**による連携のもと、内容等の整理をする。

2 コロナ禍における大会運営について

- (1) 選手・役員等をはじめ大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項とする。
- (2) 大会実施の可否、実施時における応援者及び観客への対応等重要事案の決定に際しては、県教育委員会・県高体連事務局及び競技団体等関係機関と綿密に連携したうえで決定する。
- (3) 各競技の運営に当たっては、開催地自治体（衛生部局等を含む）及び使用する施設等が示す感染症拡大防止に向けた方針等を**最大限尊重し、開催自治体と競技専門部間で連携のうえ対応**する。
- (4) 各競技別の開会式・閉会式及び諸会議については感染症拡大防止の観点から、中止または必要最小限の規模で実施を検討する。

3 新型コロナウイルス感染症拡大防止について

- (1) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避する。
- (2) 身体的距離（ソーシャルディスタンス）を確保する。
- (3) 手洗いを徹底する。
- (4) マスクの着用（ただし、熱中症や競技特性に応じた対応に留意する）を徹底する。
- (5) 競技会場及び会議施設等においては定期的な窓開等により換気に留意する。

4 大会実施の可否等について検討する場合の条件について

本連盟は関係機関と綿密に連携し、以下の条件に基づき、必要に応じて大会全体、または一部競技の実施の可否等について検討する。

- (1) 「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が県下に発令された場合。
- (2) 県や市町村の方針等により大会実施の可否等について検討が必要となった場合。
- (3) 県下の医療状況の逼迫状況により、安心安全な大会運営が困難な状況となった場合。
- (4) 出場校や選手の辞退等の増加により、当該競技の大会運営が困難となった場合。
- (5) その他、大会開催にあたり通常の実施が困難と判断された場合。

※大会開催の考え方は次ページ参照

新型コロナウイルス感染症対策に係る高知県高等学校体育連盟主催大会開催の考え方【第3版】2022.4.24

※国や県が定めたガイドライン等により随時改定となります。

国の措置	県のステージ
緊急事態宣言	非常事態
まん延防止等重点措置	
	特別警戒
	警戒
	注意
	感染観察

高知県高等学校体育連盟 県体育連主催大会開催の考え方		観客の取り扱い
高知県内における大会実施の可否	★感染状況によっては、大会の中止又は延期を判断する場合がある。 →中止・延期の判断を行うような状況下においては参加校へ予めその基準や期日等を定めて周知すること。 →中止を判断した場合の参加料等の取り扱いについても予め定め参加校へ周知すること。 上位大会がある県内大会（予選会） …【実施可】 ※状況により、参加制限や開催時間短縮等の対策をとる。 ※専門部が安心・安全を優先し中止又は延期することは妨げない。 上位大会がない県内大会 …【原則実施可】※1・2参照 ※状況により、実施の可否について慎重に検討する。 専門部が安心・安全を優先し中止又は延期することは妨げない。 ※状況により、参加制限や開催時間短縮等の対策をとる。	【無観客】 【入場可】 ※会場キャパ50%以下の入場者数で、運営委員において観客管理が可能と判断されれば保護者等に限定し入場可。 ※実施に当たって専門部が行う事項は欄外本事項】を参照すること。 ※観客を受け入れる際の専門部が行う基本事項】を参照すること。 ※専門部が安心・安全上の理由や、運営上の理由により無観客とすることを妨げるものではない。
		【入場可】 ※会場キャパ50%以下の入場者数にて実施 ※入場者は各学校において事前把握ができ、かつ会場において各校顧問が管理可能な範囲とする。（一般観客の受け入れは原則として実施しない） ※実施に当たって専門部が行う事項は欄外本事項】を参照すること。 ※観客を受け入れる際の専門部が行う基本事項】を参照すること。 ※専門部が安心・安全上の理由や、運営上の理由により無観客とすることや参加制限を設けることを妨げるものではない。

【観客を受け入れる際に専門部が行うべき基本事項】

- ① 予め入場者に、観戦に関する注意事項を周知すること
- ② 会場において、選手と観客が混在することが無いようにゾーニングを行うこと（会場内動線等においても最大限配慮すること）
- ③ 会場に入退場ゲートを設置し、**来場者の確認・検温（自宅等にて実施依頼可）**・マスク着用確認等を行うこと・健康確認（体調不良者の入場は不可であることを事前周知すること）
- ④ 会場内において、観客向けのアナウンスや掲示物等を用い注意喚起を行い感染防止対策に努めること

高知県教育委員会 [新型コロナウイルス感染症対策における高知県のステージ]に対応した県立学校の部活動の考え方 12/8改定]より		部活動の制限及び活動時間
対外試合等	県内外における公式戦・発表会等への参加 → 慎重に検討する ※1 感染状況により上位大会がない県内外の大会参加については、県教委において一律で禁止する場合があります。ただし、上位大会がある県内大会や既に出場が決まっているブロック大会、全国大会については、校長の判断により出場を認めることができる。 県内外における練習試合等への参加 → 禁止する	・校長の判断により課業日に限り、2時間程度の活動を認める。ただし、週休日等は禁止。 ・公式大会等がある場合は、2週間前より週休日等においては3時間程度までの活動を認める。 (週休日の活動は土日のどちらかとする) ※2 感染状況によっては、部活動の全面禁止を行う場合がある。 ・平日 2 時間程度まで ・週休日等 3 時間程度まで
	県内外における公式戦・発表会等及び及び県内における練習試合等への参加 → 状況により慎重に検討する 県外における練習試合等への参加 → 禁止する	令和4年4月20日付け高保体第77号 (県のステージが「警戒」における通知) 平日は2時間程度、週休日は3時間程度とする。 ただし、高等学校の運動部活動については、 高校の県体に向けて4月21日から5月20日まで、 では、校長が認めた場合、平日は3時間程度、 週休日は4時間程度の活動を認める ☆通常の活動可 ・平日 2 時間程度まで ・週休日等 3 時間程度まで ・平日 3 時間まで（校長の許可） ・週休日等 4 時間まで（校長の許可）
	県内外における公式戦・発表会等及び県内外における練習試合等への参加 → 制限しない	

II 感染防止対策の概要

1 全般的な事項

- (1) 実施専門部は、感染防止のために実施すべき事項や参加者が厳守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（大会の受付場所等）に掲示すること。
- (2) 実施専門部は各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。
- (3) 参加校のエントリー選手・帯同部員（補助員）・引率者・監督・外部指導者等（以下「大会参加者」という）は、【様式 1-1、1-2】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（団体票）を各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックし、大会初日には【様式 2-1】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認についてと【様式 1-1、1-2】の写しを大会本部に提出すること。また、大会日毎に【様式 2-2】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についてを大会本部へ提出すること。万が一感染者が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、【様式 1-1、1-2】の原本については、2 週間保存しておくこと。

また、参加校は競技期間中に感染者または濃厚接触者および体調不良者が発生した場合には、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。その後は医療機関や保健所、関係機関等及び実施専門部の指示に従うこと。実施専門部は指定書式【様式 3】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。

※P10 IV感染者が発生した場合の基本的な対応について 参照

- (4) 実施専門部は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報に十分注意しながら、大会参加者から提出された【様式 2-1、2-2】の原本および【様式 1-1、1-2】の写しを、2 週間保存しておくこと。
- (5) 大会役員等は【様式 1-4】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（個票）を大会終了日までチェックし、保存期間（1 月以上）を定めて保存しておくこと。なお、チェック期間に体調不良等が生じた場合には競技担当者へ連絡を取り参加の可否について確認すること。また大会終了後 1 週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。
- (6) 参加校及び実施専門部は参加者に陽性者・濃厚接触者が確認、および自宅待機要請者（令和 4 年 4 月 22 付け 4 高保体第 86 号参照）が確認された場合は、医療機関や保健所、関係機関等の指示に従うこと。
- (7) 参加校は大会終了後も【様式 1-3】高体連主催大会参加後 体温・体調チェック記録票（団体票）を用い、1 週間に渡りチェックを継続し、2 週間保存すること。
- (8) 参加校は、競技終了後 1 週間以内に感染者が発生した場合は、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。実施専門部は指定書式【様式 4】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。

※P11 IV感染者が発生した場合の基本的な対応について 参照

- (9) 大会参加者は、医療機関や隔離施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送について、各自（各学校）の責任で行うこと。

- (10) 取材や写真撮影を希望する団体は事前に実施専門部へ連絡するとともに【様式 1-4】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（個票）をダウンロードし、各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックすること。取材当日は入場の際に大会本部へ行き「参加者名簿」へ必要事項を記入すること。大会終了後 1 週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。また個票は保存期間 2 週間とし、専門部の求めに応じて提出すること。
- (11) 安全・安心な大会運営のため、選手・監督等大会関係者は大会期間中のみならず、日頃から体調管理に十分留意すること。そのうえで、発熱等の体調不良があった場合には、速やかに医療機関による診断を仰ぐとともに、その状況についてチェックリスト等へ誠実に記載すること。
- (12) その他、以下の事項を付け加える
- ・開始式は諸注意のみ、閉会式・表彰式は結果報告のみ行なう。
 - ・レスリングマットに上がる場合、レスリングシューズを入口の消毒マット(雑巾)で必ず消毒する。
 - ・練習時、マットは 1 マット 10 人までとする。練習終了後は速やかにマスクを着用する。
 - ・セコンドに持たせるタオルの共有をしない。
 - ・セコンド以外、応援する際声を出さない。
 - ・試合後、選手は速やかにマスクを着用する。
 - ・審判はフェイスガードを着用しコールする。選手への接触は危険防止の場合を除き避ける。
 - ・10 試合毎、または 30 分毎にマット消毒を行う。
 - ・役員は大会本部に出入りする際、消毒・検温をおこなう。
 - ・大会本部に養護教諭を常住させ、養護教諭の指示のもと、感染予防をおこなう。

【様式取扱一覧】

[高知県高等学校体育連盟 HP <https://www.kochinet.ed.jp/kochi-htaiiku/>] より DL 可

様式	作成者	内容	保存場所	保存期間
団体票 【様式 1-1】 【様式 1-2】	参加校	・2週間体調チェックし作成 ・大会期間中もチェックする ・専門部より求めがあれば原本を提出	各校顧問	大会終了後2週間
団体票 【様式 1-3】	参加校	・大会後1週間体調チェックし作成 ・専門部より求めがあれば提出	各校顧問	
個票 【様式 1-4】	大会役員等 取材団体 (参加校)	・2週間体調チェックし作成 ・大会期間中もチェックする ・専門部より求めがあれば原本を提出 ※参加選手は団体票【様式 1-1、1-2】ではなく個票での対応も認める。運用上の取り扱いは団体票と同義とする	作成者 ※参加選手においては各校顧問	
【様式 2-1】	参加校 (学校長)	・大会前2週間の健康チェック内容を学校長が確認し、 公印を押印し作成←※注意 ・大会当日に顧問が大会本部へ 【様式 1-1、1-2】 (個票【様式 1-4】 を用いた場合も同様)の写しを添えて提出	専門部	
【様式 2-2】	参加校	・大会日毎に作成 ・大会参加を自粛するものがある場合は所属長および実施専門部へ状況を報告 ・大会本部へ提出	専門部	
【様式 3】	専門部	・競技期間中に1-(3)に該当する者が出た場合	専門部	
【様式 4】	専門部	・競技終了後に1-(8)に該当する者が出た場合	専門部	

※ **【様式 2-1】** は提出がない場合、原則試合への出場が認められないので各校顧問は注意すること。

※大会開催中においても、自校生徒への体調確認等は顧問が責任を持って行うこと。(顧問で判断できないケースが発生した場合には必ず所属長への確認をとること)

2 当日の参加受付時の留意事項

実施専門部は、大会当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に大会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うこと。

- (1) 受付には、手指消毒剤を設置すること。
- (2) 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- (3) 受付を行うスタッフにはマスクを着用させること。
- (4) 人と人が対面する場所は、経費面を考慮して、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- (5) 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を促すこと。
- (6) 新型コロナウイルス接触確認アプリ等の通知サービスを積極的に活用すること。

3 大会参加者への対応

(1) 参加における体調の確認

実施専門部は大会参加者に以下の事項が記載された【様式 1-1、1-2】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票(団体票)を各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックさせ、学校ごとに【様式 2-1】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認について(団体票)と【様式 1-1、1-2】の写しを提出させること。

また、【様式 2-2】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についても大会期間中は大会日ごとに提出させること。

提出に関しては個人情報の取り扱いに十分注意し、引率責任者(顧問教諭等)が提出すること。

●ア 大会当日の体温

●大会前 2 週間における以下の事項の有無

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">イ 平熱を超える発熱があるウ 咳、咽頭痛など風邪の症状があるエ だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)があるオ 嗅覚や味覚の異常がある | } | イ～オの症状が見られる場合は医療機関等を受診し、団体票(個票)の備考欄にその診断結果等を記載すること |
| <ul style="list-style-type: none">カ 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある、または学校より自宅待機要請者等として出席停止措置を受けているキ 同居家族や身近な知人で感染が疑われる方がいるク 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある | | |

◎ワクチン接種により体調不良が発生した場合は、顧問に申し出て団体票(又は個票)の備考欄に記載すること

※大会への参加については、大会参加前 2 週間の健康観察状況(上記ア～ク)と当日の状況から適切に判断し安全・安心を最優先に考え、参加校の責任において決めること。また、医療機関等の指示がある場合は遵守すること。

※各中央競技団体ガイドラインにて大会参加の判断基準が定められている場合はその基準を尊重し、「競技別の感染症拡大防止対策ガイドライン」へ明記すること。

(2) マスクの準備

引率責任者（顧問教諭等）は、大会参加者がマスクを準備しているか確認すると同時に、着用についても徹底指導すること。なお、競技中のマスクの着用は大会参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等、競技を行っていない間、特に会話するときには、必ずマスクを着用すること。

※マスクを着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知すること。

(3) 大会参加前後の留意事項

大会参加者は、大会前後のミーティング等においても、3つの密を避けること、会話時にマスクを着用すること、黙食など感染症対策に十分配慮すること。

4 実施専門部が準備すべき事項

(1) 手洗い場所

実施専門部は、大会参加者が大会開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ア 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- イ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- ウ 手洗い後に手を拭くため、参加者にはマイタオルを持参させること
- エ 手洗いが難しい場合には、アルコール等の手指消毒剤を用意すること
- オ ジェットタオルは稼働を停止すること

(2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが高いと考えられることに留意すること。実施専門部は更衣室や、一時的に休息するための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について以下に配慮して準備すること。

- ア 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密となることを避けること
- イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に滞在する人数を制限する等の措置を講じること
- ウ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカー等の取手、テーブル、イス等）については、可能な限り消毒すること。
- エ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

(3) 洗面所（トイレ）

洗面所（トイレ）についても感染リスクが高いと考えられることに留意すること。実施専門部は、洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理すること。

- ア トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、可能な限り消毒すること。
- イ トイレのふたを閉めて汚物を流すよう表示すること
- ウ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- エ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- オ 手洗い後に手を拭くため、参加者にはマイタオルを持参させること
- カ ジェットタオルは稼働を停止すること

(4) 飲食等について

実施専門部は、参加者が飲食等をする際は、以下に配慮すること。

- ア 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう呼び掛けること。
- イ 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用し、共用はしないこと
- ウ 飲食物を取り扱うスタッフには必ずマスクを着用させること

(5) 大会会場

大会を室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。

(6) ゴミの管理

参加者にゴミを持ち帰ることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。

5 大会参加者の留意点

(1) 十分な距離の確保

競技の種類に関わらず、競技をしていない間も含め感染予防の観点から、なるべく距離を空ける（感染予防の観点より 1~2m程度）。運動強度が高い競技の場合は呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要がある。

(2) その他

- ア 競技中に唾や痰を吐かないこと
- イ タオルの共用はしないこと
- ウ 飲食については、指定場所で行い静かにしゃべらず黙食すること
- エ 飲みきれなかった飲料等を指定場所以外に流さないこと

6 その他の留意事項

- (1) 宿泊に関しては、宿泊施設関連の業界団体が定める最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従うこと
- (2) バス移動に関しては、「貸し切りバスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従うこと
- (3) 「**競技別の感染症拡大防止対策ガイドライン**」については、**当該の中央競技団体が示すガイドライン及び本基本方針を参考に実施専門部ごとで作成し、周知すること。**
- (4) 新型コロナウイルスの感染状況に応じて、基本方針や各競技別ガイドラインの内容が変更されることがあるため、参加者は記載内容の変更の有無を適宜確認すること。なお、これらの更新に当たり要項等が変更される場合がある。

Ⅲ 感染者等が発生した場合の対応について

1 感染者等が発生した場合の対応に関する考え方

本基本方針はコロナ禍における高体連主催大会をより安全・安心な大会として実施するために、高体連事務局並びに競技専門部など関係組織と連携のもと、**新型コロナウイルス感染症の感染及びその拡大防止を目的としている。**

実施専門部は、本基本方針並びに当該中央競技団体が示すガイドライン等に基づき、予め作成した競技ごとの対応策に従い、万全な感染防止策を講じることとする。その上で、万一感染者等が発生した場合においては発生の時期や場所等の違いによらず、**直ちに医療機関への相談・受診が前提であり、その診断等の結果を受け、保健・衛生機関等の指示に従うこととなる。**

本基本方針では感染者等が発生した場合の対応について、幾つかの発生事案を想定し、それらに対する基本的な対応方法等について示すこととする。

高体連事務局並びに当該の専門部においては、以下に示す基本的な対応例を参考に適切に対応することとする。

なお、感染者等の発生による各競技大会への参加等の可否判断については、保健所等の指示を遵守した上で参加校の責任において行うことを原則とするが、**その際は実施専門部および県高体連が示す感染防止対策の内容及び、これに基づく指示等に従うこととする。**

2 感染者、濃厚接触者等の定義

(1) 感染者

医療機関による診断の結果、感染者と判定された者。なお、感染者の発生日とは症状が開始した日とし、発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。

(2) 濃厚接触者（自宅待機要請者は同義とする）

濃厚接触者は所轄保健所の判断による。なお、濃厚接触者の待期期間は感染者と最終接触した日を0日目として、7日間とする。（大会参加においては厚生労働省承認抗原定性検査キットを用いての期間短縮は適用しない）

【参考】 厚生労働省が示す濃厚接触者の定義（一部抜粋）

陽性者と同居している人、陽性者と長時間接触した人、陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人、マスクなしで陽性者と1m以内に15分以上接触があった人

(3) 体調不良者

平熱を超える発熱や風邪症状（咳・のどの痛み）、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など健康チェック表シートのチェック項目のイからクに該当する者。

3 その他

(1) 大会出場辞退等の判断は参加校の責任において行うことを原則とするが、**実施専門部及び県高体連が示す感染防止対策の内容及びこれに基づく指示等に従うこととする。**

(2) 大会役員への対応については「4 感染者等が発生した場合の基本的な対応について」に準じて対応する。

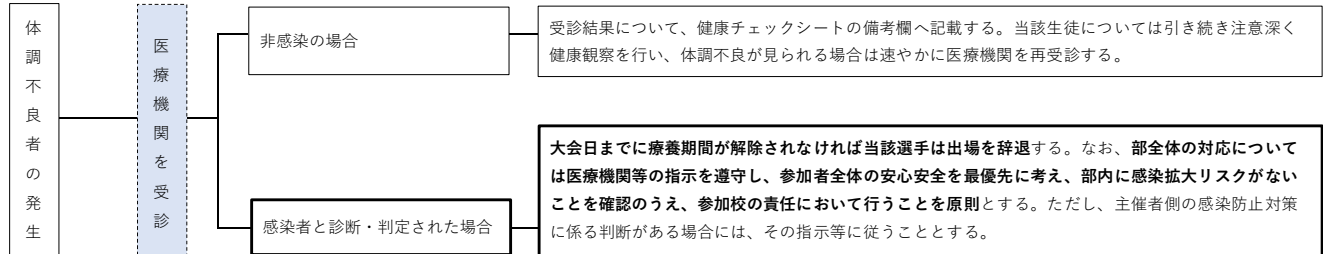
(3) 各参加校にコロナ対応担当者を設置する（監督・引率教員の兼務を可とする）。

IV 感染者等が発生した場合の基本的な対応について

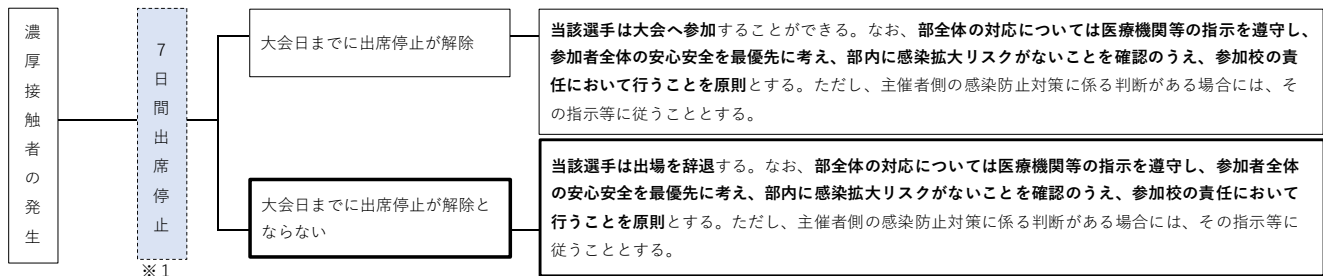
※令和3年度全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針【第3版】を参考に作成

1.大会前に体調不良者および濃厚接触者（自宅待機要請者も同義）が発生した場合

（1）体調不良者が発生した場合



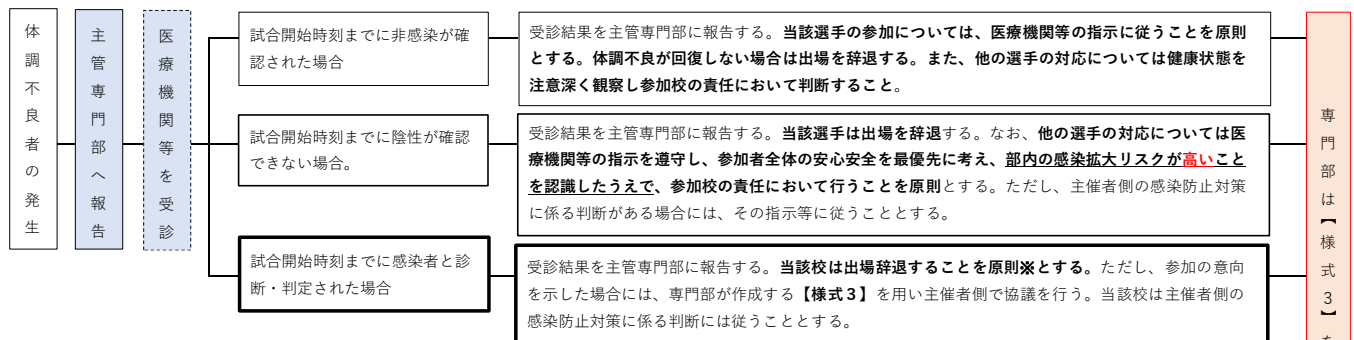
（2）濃厚接触者が発生した場合 ※自宅待機要請者も同義



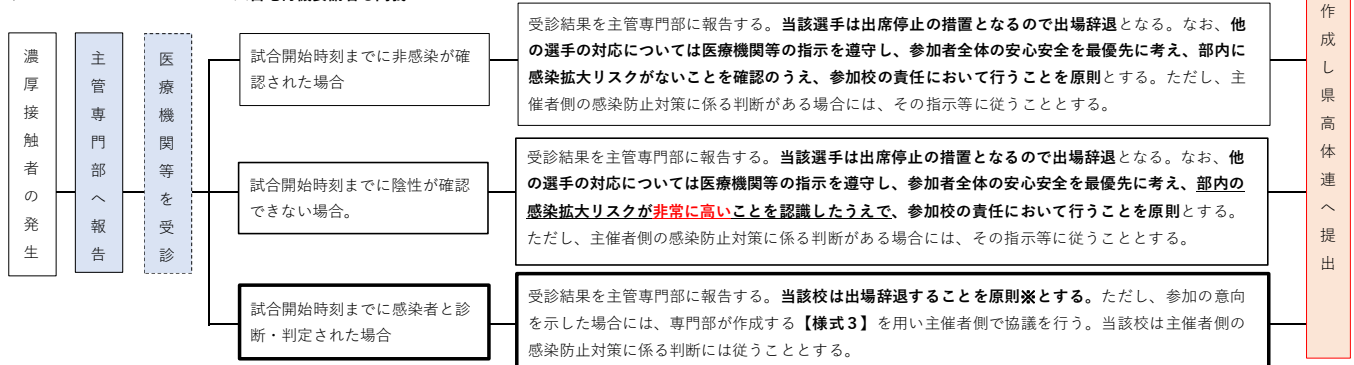
※1 濃厚接触者が抗原定性検査キット（厚生労働省承認）を用いて、待機期間短縮を行った場合は最短5日間のとなる場合があるが大会参加においては適用しない。療養開始より7日間は大会参加は認めないこととする。

2.大会期間中に体調不良者および濃厚接触者（自宅待機要請者も同義）が発生した場合

（1）体調不良者が発生した場合



（2）濃厚接触者が発生した場合 ※自宅待機要請者も同義



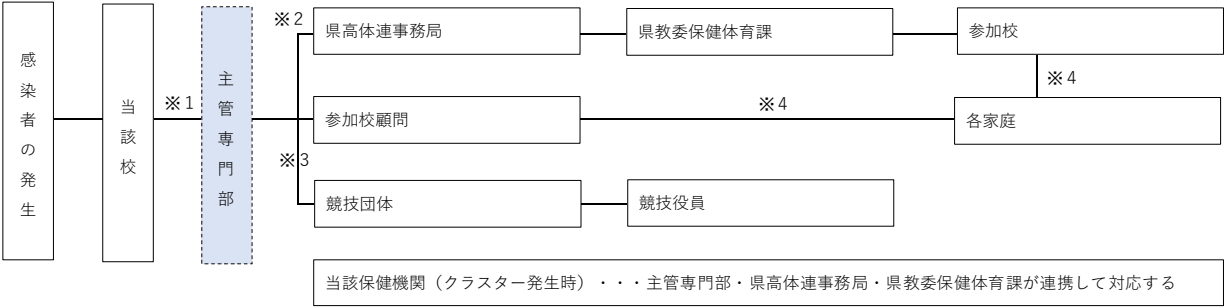
※大会前2週間・および大会中において、完全に活動が分かれているケースについては協議する場合もある

例) 同一部の男女・陸上の長距離競技と短距離競技・競技特性 … 等

注) 参加校は校内の活動状況により、別競技に参加している自校部活動の参加を辞退するケースも出てくる

3.大会後（1週間）に感染者が発生した場合

（1）体調不良者が発生した場合



- ※1 当該校は、大会終了後1週間以内に自校参加者（教職員・生徒・保護者等）より感染者が発生した場合は、主管専門部へ直ちに電話連絡を行うとともに書面にて報告すること。その際の様式は特に定めない。（報告については個人情報保護に十分気をつけること）
- ※2 **主管専門部**は当該校からの報告書および電話等での確認を行い【様式4】を作成し**県高体連事務局へ提出**する。
- ※3 感染者発生について必要な情報（会場・日時・危険と思われるスペース等）については参加校顧問および競技団体等へ速やかに連絡する。
- ※4 参加校は感染拡大防止のために、専門部からの情報について自校参加者へ注意喚起を行う。

V 基本方針作成に向けた主な参考資料等について

- (1) 令和3年度全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針【第3版】

令和3年5月25日

令和3年12月3日改定

公益財団法人全国高等学校体育連盟

- (2) スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日

令和2年5月29日改訂

令和2年10月2日改訂

令和3年11月5日改定

公益財団法人日本スポーツ協会

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

- (3) 8月1日以降における催物の開催制限等について

令和2年7月27日スポーツ庁政策課

9月1日以降における催物の開催制限等について

令和2年8月25日スポーツ庁政策課

11月末までの催物の開催制限等について

令和2年9月14日スポーツ庁政策課

- (4) 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

令和2年11月12日

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

- (5) 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）

令和2年5月14日

令和2年5月21日一部改訂

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

日本旅館協会

全日本シティホテル連盟

- (6) 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）

令和2年6月19日

令和2年7月21日改訂

貸切バス旅行事務連絡

- (7) 全国中学校体育大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

令和2年7月16日

公益財団法人日本中学校体育連盟

- (8) 全国高等学校総合体育大会における事故防止・安全対策に関する指針

令和元年11月12日

公益財団法人全国高等学校体育連盟

- (9) 新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

令和3年4月19日

厚生労働省

(公財)日本レスリング協会
COVID-19 感染拡大予防における国内競技大会開催時の注意
事項

新型コロナウイルス感染症においては、当協会関係機関におかれましては、これまでも感染拡大予防のため大変なご努力とご苦勞をされていることと思います。

今後、国内における新規感染者数が減少していくことで、「新しい生活様式」に基づき競技大会などのスポーツイベントの開催も可能となるかと思えます。

現在、新型コロナウイルスに関する各都道府県の感染警戒レベルや自粛要請にも差がありますので、各地域でのレスリング競技大会開催実施におきましては、

- 1) 当該都道府県(選手の所属や居住地も含む)における(都道府)県外移動自粛要請の有無。
- 2) 当該都道府県における、(スポーツ)イベント実施に関する自粛要請の有無。
- 3) そのほか、競技会開催母体や関係機関における、競技大会開催規定。
- 4) 競技大会開催施設における利用規定。

上記をご確認いただいた上で、(公財)日本スポーツ協会から発信されている

「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(PDF-A)および
(<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>)

「スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト」(PDF B)
(https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline_checklist.pdf)

を遵守し、安全な競技大会実施計画をご検討いただければと思います。

下記はレスリング競技大会に特化した推奨事項になりますので、ご参照ください。

- 1) 競技時間中、手・指・(顔)の石鹼洗浄の励行を定期的に放送などで呼びかける。
- 2) ウォームアップ用マットにおける人数制限や時間帯設定など。
- 3) 競技前のメディカルチェック・計量は、選手の身体的空間に配慮して実施。
(十分なスペースで実施、選手数が多い場合は時間差適用も検討)
- 4) 試合場フロア(Field of Play)への入場者数の制限の徹底。
- 5) 競技開始直前の競技者、コーチ、審判等の手・指アルコール消毒(試合ごと)
(アレルギーなどのある選手には、石鹼手洗いなど代替方法の考慮)
- 6) 競技中は、コーチはマスクの着用。審判はフェイスシールド等を着用し、競技者を行う握手は避け一礼にて行う。
- 7) マット消毒は少なくとも各セッション前後に実施。
- 8) そのほか、レスリング・トレーニングガイドラインを参考にするなど。

以上、「安心・安全なレスリング」を目指し、引き続き感染予防にご協力をお願いいたします。

2020 年6 月20 日
(公財)日本レスリング協会
総務委員会・スポーツ医科学委員会

(公財)日本レスリング協会 COVID-19 対策 トレーニングガイドライン

日本レスリング協会では、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大を最小限に抑え、選手が安全に練習を実施できる環境の整備に向けて、下記のガイドラインを作成しました。関係各所は下記の記載事項に留意し、万全の状態でのトレーニングを実施するように努めてください。尚、トレーニングの実施に際しては、実施する施設の利用規定が優先されますので、事前に必ず確認していただきますようお願いいたします。感染拡大を防ぐために重要なことは、日常生活における自己管理の徹底と、体調不良時に練習に参加しない勇気です。選手は異変を感じたら無理せず、指導者に相談しましょう。また、指導者は練習に参加する選手の体調チェックは厳重に行ってください。

I. 緊急事態宣言下(Phase-1)

a)生活面

- ① 3密(密集、密閉、密接)を避けた生活を徹底してください。
- ② 石鹸を用いた手洗いと洗顔、手指消毒(アルコール濃度 70%以上)の励行を徹底してください。
- ③ 体調の管理と行動記録:体温計測(1回/日以上)、体調、訪問場所を記録。
※直近 2 週間の体調・体温・行動記録はいつでも提示できるように準備。
- ④ 十分な睡眠時間と食事(栄養)の摂取を心がけてください。
- ⑤ 家族間においてもタオルや衣類の共有はしないようにしましょう。
- ⑥ 外出時はマスクを装用すること。
- ⑦ 不要不急の外出を控え、公共交通機関の利用も極力避けてください。

b)トレーニングの実施環境と種類

- ① 初期は自宅内でストレッチングや自重での筋力トレーニング。
- ② 屋外で行う場合は、単独で、周囲(5m 程度)に人がいない場所での実施。ジョギングなどは十分に他人との間合いを取りましょう。十分な間合いがとれない場合はマスク装用が安心です。(ただし、熱中症に注意し、運動強度も下げる)
- ③ トレーニング器具の共有は避ける、共有する場合は個人使用毎に消毒。
- ④ 自粛生活などで、十分なトレーニングが実施できなかったことによる身体的な影響についても、きちんと理解しておく必要があります。トレーニング再開時には一気に負荷を上げ過ぎず、段階的な強化を計画して実施してください。

<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/katudousaikaiguide.pdf> 参照。

II. 緊急事態宣言解除後(ひき続き自粛要請や警戒が必要な時期)(Phase-2~4)

a)生活面

基本的には①~⑥は維持すること。特に学校や経済活動の再開に伴い、他人と接触する機会が増えるので、一層の注意が必要です。外出時のマスク、手洗い、洗顔は必須です。外

食は出来るだけ避け、混雑している店や時間帯は控えてください。

b)トレーニングの実施環境

- ① 参加者は直近2週間前に発熱や感冒様症状(せき、頭痛、倦怠感、味覚や嗅覚異常)などがないことが条件。

(参加者 PCR 検査やその他の免疫学的臨床検査で感染の可能性が否定されていることが望ましい)

- ② シューズは上履きと外履きの区別を厳重に行う。また、マットに上がる際には必ずスリッパシューズのソール面を消毒してから上がりましょう。(消毒方法:靴底面にアルコール消毒液(エタノール 70%以上)を十分に噴霧するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸した布の上に立ち十分に拭う)。巻末資料参照

- ③ マットの清掃(清拭):練習開始前と開始後 1 時間、練習終了後の計 3 回消毒時間を設けましょう。

- ④ 練習再開後 2 週間程度(Phase-2)は出来る限り更衣室の使用は避け、可能な人は自宅・自室での更衣を心がけてください。やむを得ず更衣室を利用する場合は、同時に入室する人の数を制限し、2m以上の身体的空間(personal distancing)を保つように心がけてください。更衣室内での会話も極力控えてください。

- ⑤ タオルなどの共有は厳禁です。

- ⑥ 屋内トレーニングの際は十分に換気できる環境で実施してください。

c)トレーニングの内容と種類

- ① 人数:再開後1~2 週間(Phase-2)はマット 1 面あたり選手 6 名、コーチ 1 名までとし、選手同士が接触しないトレーニング内容としてください。人数が多い場合は時間帯を変えるなど工夫して対応してください。トレーニング器具の共有は出来る限り避けてください。やむを得ず共有する場合は、個人使用毎に器具の消毒、もしくはグローブの装用などで対応してください。この期間が終了後(Phase-3 以降)、マット 1 面あたりの最大参加人数は選手 10 名、コーチ 2 名まで増員可とします。

- ② 内容:前述のように最初の 1~2 週間(Phase-2)は選手間の接触は禁止とします。この期間で発熱者や体調不良者がいなければ(Phase-3)、2 人もしくは 3 人のグループで接触有りの練習(打ち込み、スパーリング、ペアトレーニング)に移行します。期間中はグループメンバーの変更は行わないでください。さらに次の段階(Phase-4A)にはマット 1 面につき 10 人までのグループ内トレーニングに移行します。期間中はグループメンバーの変更は行わないでください。

- ③ さらに次の Phase-4B(1~2 週後)では、グループ間のメンバー移動を許可します。

- ④ 新型コロナウイルス感染への警戒や自粛要請が解除されるか、当該都道府県で新型コロナウイルスの新規感染者数が 1 週間以上発生していなければ、所属(地域)を超えたトレーニング実施を許可します。しかしながらマット 1 面あたりの最大参加選手数(10 名)は維持してください。(Phase-5 を適用)

Ⅲ. 新しい生活様式(警戒や自粛要請の解除後)(Phase-5)

a)生活面

当面は I ⅴa):①~⑦を遵守してください。

b)トレーニング実施環境

当面はⅡ^wb):①～⑤に則ってください

c)トレーニングの内容と種類

Ⅱ^wc):④に準じます。練習内容に制限はありませんが、マット 1 面あたりの最大参加選手数(10 名)は維持してください。

IV. 体調不良者が発生した場合の対応

上記ガイドラインに沿ったトレーニングの実施過程において、体調不良者が発生した場合は下記の対応としてください。なお、指導者は万が一、参加選手に新型コロナ感染者が発生した場合は速やかに利用施設責任者と日本協会に報告すること。

a)Phase-1:該当選手は医療機関の受診、新型コロナ感染の有無にかかわらず、スポーツ活動再開の許可が下り次第、Phase-1 から再開。

b)Phase-2:

該当選手は医療機関受診し、適切な臨床検査を受ける。

新型コロナ感染(^w)が確認され、症状が完全に消失なら Phase-2 再開。

新型コロナ感染(+)が確認された場合、治療完了後、Phase-1 から開始。

該当選手と同グループの選手は該当選手の検査結果判明までは Phase-1。

該当選手の新型コロナ感染(^w)が確認されたら、Phase-2 再開。

該当選手の新型コロナ感染(+)が確認されたら、Phase-1 から再開し、Phase up は 1 週間程度とする。(濃厚接触者と判定された場合は所定の隔離期間終了後)

c)Phase-3、4A:

該当選手は医療機関受診し、適切な臨床検査を受ける。

・新型コロナ感染(^w)が確認され、症状が完全に消失なら Phase-2 から再開し、Phase up は 1 週間程度とする。

・新型コロナ感染(+)が確認された場合、治療完了後、Phase-1 から再開、Phase up は 1 週間程度とする。該当選手と同グループの選手は該当選手の検査結果判明までは Phase-1。

・該当選手の新型コロナ感染(^w)が確認されたら、Phase-3から再開、Phase up は 1 週間程度とする。

・該当選手の新型コロナ感染(+)が確認されたら、Phase-1 から再開し、Phase up は 1 週間程度とする。(濃厚接触者と判定された場合は所定の隔離期間終了後)

d)Phase-4B、5:

該当選手は医療機関受診し、適切な臨床検査を受ける。

・新型コロナ感染(^w)が確認され、症状が完全に消失なら Phase-2 から再開、2 週間程度で元の Phase に戻る。

・新型コロナ感染(+)が確認された場合、治療完了後、Phase-1 から再開、Phase up は 1 週間程度とする。

該当選手と同一空間で練習した選手は該当選手の検査結果判明までは Phase-1 に戻る。

・該当選手の新型コロナ感染(^w)が確認されたら、Phase-4A から再開し、Phase up は 1 週間程度とする。

・該当選手の新型コロナ感染(+)が確認されたら、Phase-1 から再開し、Phase up は 1 週間程度とする。(濃厚接触者と判定された場合は所定の隔離期間終了後)

<参考資料>

・Return to the Mat Guidelines; USA Wrestling.

<https://content.themat.com/covid-19/USAW-Return-to-the-Mat-Guidelines.pdf>

・新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策としてのスポーツ活動再開ガイドライン
(HPSC 版)

<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/katudousaikaiguide.pdf>

・「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」(厚生労働省啓発資料)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

以上

令和2年 5 月 24 日
(公財)日本レスリング協会
スポーツ医科学委員会
強化委員会